



# 沢辺税理士事務所通信

令和 5 年 9 月 1 日号  
NO.115

## 最低賃金引き上げ

今年 10 月から最低賃金が引き上げられます。広島県では 930 円 970 円となり、全国平均は 1,002 円です。実質的にも時給 1,000 円は最低ラインとなります。

岸田総理は、2030 年代半ばまでに全国平均を 1,500 円まで引き上げたい、と言っています。私が大学生の時（30 年くらい前）に当時のほぼ最低時給 650 円でアルバイトしていた記憶がありますので、この 30 年間で最低賃金が 1.5 倍くらいになっています。今度は 10 数年でさらに 1.5 倍にするわけですね。

毎年 3% ずつ賃金が上がれば達成する金額なので実現不可能ではないと思いますが、最近は働き方改革などで日本人の労働時間はかなり減っています。その上これだけ賃金が上がると、コスト高、人材不足で企業経営が成り立たなくなり、国際競争力も低下する恐れがあります。そうならないためには、「ムダなく成果を上げる働き方」を今以上に追求していかなければなりません。ただでさえ日本の働き方は非効率だと国外からバカにされるわけですから、「ろくに働いていない高給取り」が日本からいなくなるような政策と企業風土がより重要になっていきます。

また賃金が 1.5 倍になるということは、それだけインフレにもなるということです。資産運用の重要性等もより高くなっていきます。

## インボイス開始に向けての準備

インボイス制度が本当に 10 月から始まってしまいます。登録申請や請求書・領収書への番号記載以外にも経理事務を変更しないといけない点がいくつかあります（引き続き消費税の免税事業者である方には必要ありません）。

まず、10 月以降にクレジットカードで支払った経費は、都度領収書をもって保管する必要があります。今までは原則 1 ヶ月ごとの利用明細書と帳簿記載のみで消費税の仕入税額控除が認められていましたが、これがしれっと廃止されました。税務調査が来た時にカード払いの経費の領収書がないと、原則消費税が否認されて追徴税額を納めないといけなくなるので、必ず保管をお願いします。

なお 3 万円未満の J R 料金や自販機での商品購入に限り保管義務が免除されます。また E T C は、ウェブ上の「E T C 利用照会サービス」で交付される明細を保管すれば大丈夫です。

また自社で会計入力をされる場合は、経費の都度請求書・領収書にインボイス番号があるかどうかを確認して消費税入力をしていただく必要があります。例えば弥生会計の場合、番号があるものは「適格」、ないものは「区分記載 80%」を選択します。手書きの振替伝票等を作成される場合は、番号のない経費は「番号なし」などと摘要に記載していただき、後で区別できるようにしていただければと思います。その他ご不明な点がございましたら、各担当者にお尋ねください。